

二級・木造建築士死亡届

下記の者は、 年 月 日死亡いたしましたので、関係書類を添え、建築士法(昭和25年法律第202号)第8条の2第1号の規定により、届け出ます。

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

相続人 住 所  
氏 名 印

記

1 氏 <sup>ふりがな</sup> 名

2 生年月日

3 本籍地

4 二級建築士又は木造建築士の別

5 登録番号

6 登録年月日